

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県証明事務手数料条例に基づき
く知事の権限を教育委員会等に委

任する規則
○平成二十三年東北地方太平洋沖地
震に基づく災害の被災者に対する
手数料等の免除、納入期限の延長
等に関する条例施行規則
○福島県生活保護法施行細則の一部
を改正する規則

規 則

福島県証明事務手数料条例に基づく知事の権限を教育委員会等に委任する規則、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則及び福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年六月二十一日

福島県規則第四十八号

福島県知事 佐藤雄平

福島県証明事務手数料条例に基づく知事の権限を教育委員会等に委任する規則

福島県証明事務手数料条例(平成二十三年福島県条例第三号)第五条に規定する知事の権限のうち、教育委員会の所掌する事務に係る知事の権限にあっては教育委員会に、公安委員会の所掌する事務に係る知事の権限にあっては警察署長に委任する。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

(総務課)

福島県規則第四十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例(平成二十三年福島県条例第六十二号)別表第一の百十四の項上欄に規定する規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる者とし、同項下欄に規定する規則で定めるものは、それぞれ次の表の下欄に掲げる手数料とする。

区 分	手 数 料
一 福島県公衆浴場法施行条例(昭和四十四年福島県条例第五十四号)第七条第一項に規定する浴場業の許可の申請者	浴場業許可申請手数料
二 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例(昭和五十五年福島県条例第十八号)第三条第一項の表一の項に規定する動物取扱業の登録を受けようとする者	動物取扱業登録申請手数料
三 福島県興行場法施行条例(昭和五十九年福島県条例第四十六号)第十四条第一項に規定する興行場営業(臨時興行場及び仮設興行場に係るものを除く。)の許可を受けようとする者	興行場営業許可申請手数料
四 福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)第一条の表七の項に規定する介護老人保健施設の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)の許可を受けようとする者	介護老人保健施設変更許可手数料
五 福島県クリーニング業法施行条例(平成十二年福島県条例第七十三号)第三条第一項の表一の項に規定するクリーニング所の検査を受けようとする者	クリーニング所検査手数料
六 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県条例第八十号)別表第三の一の項に規定する飲食店営業の許可の申請者	飲食店営業許可申請手数料
七 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二の項に規定する喫茶店営業の許可の申請者	喫茶店営業許可申請手数料

八 福島県食品衛生法施行条例別表第三の三の項に規定する菓子製造業の許可の申請者	菓子製造業許可申請手数料
九 福島県食品衛生法施行条例別表第三の四の項に規定するあん類製造業の許可の申請者	あん類製造業許可申請手数料
十 福島県食品衛生法施行条例別表第三の五の項に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請者	アイスクリーム類製造業許可申請手数料
十一 福島県食品衛生法施行条例別表第三の六の項に規定する乳処理業の許可の申請者	乳処理業許可申請手数料
十二 福島県食品衛生法施行条例別表第三の七の項に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請者	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料
十三 福島県食品衛生法施行条例別表第三の八の項に規定する乳製品製造業の許可の申請者	乳製品製造業許可申請手数料
十四 福島県食品衛生法施行条例別表第三の九の項に規定する集乳業の許可の申請者	集乳業許可申請手数料
十五 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十の項に規定する乳類販売業の許可の申請者	乳類販売業許可申請手数料
十六 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十一の項に規定する食肉処理業の許可の申請者	食肉処理業許可申請手数料
十七 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十二の項に規定する食肉販売業の許可の申請者	食肉販売業許可申請手数料
十八 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十三の項に規定する食肉製品製造業の許可の申請者	食肉製品製造業許可申請手数料
十九 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十四の項に規定する魚介類販売業の許可の申請者	魚介類販売業許可申請手数料

二十 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十五の項に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請者	魚介類競り売り営業許可申請手数料
二十一 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十六の項に規定する魚肉練り製品製造業の許可の申請者	魚肉練り製品製造業許可申請手数料
二十二 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十七の項に規定する食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請者	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料
二十三 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十八の項に規定する食品の放射線照射業の許可の申請者	食品の放射線照射業許可申請手数料
二十四 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十九の項に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請者	清涼飲料水製造業許可申請手数料
二十五 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十の項に規定する乳酸菌飲料製造業の許可の申請者	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料
二十六 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十一の項に規定する氷雪製造業の許可の申請者	氷雪製造業許可申請手数料
二十七 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十二の項に規定する氷雪販売業の許可の申請者	氷雪販売業許可申請手数料
二十八 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十三の項に規定する食用油脂製造業の許可の申請者	食用油脂製造業許可申請手数料
二十九 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	マーガリン又はショートニング

<p>二十四の項に規定するマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請者</p>	<p>製造業許可申請手数料</p>
<p>三十 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十五の項に規定するみそ製造業の許可の申請者</p>	<p>みそ製造業許可申請手数料</p>
<p>三十一 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十六の項に規定するしょうゆ製造業の許可の申請者</p>	<p>しょうゆ製造業許可申請手数料</p>
<p>三十二 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十七の項に規定するソース類製造業の許可の申請者</p>	<p>ソース類製造業許可申請手数料</p>
<p>三十三 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十八の項に規定する酒類製造業の許可の申請者</p>	<p>酒類製造業許可申請手数料</p>
<p>三十四 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十九の項に規定する豆腐製造業の許可の申請者</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料</p>
<p>三十五 福島県食品衛生法施行条例別表第三の三十の項に規定する納豆製造業の許可の申請者</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料</p>
<p>三十六 福島県食品衛生法施行条例別表第三の三十一の項に規定するめん類製造業の許可の申請者</p>	<p>めん類製造業許可申請手数料</p>
<p>三十七 福島県食品衛生法施行条例別表第三の三十二の項に規定する総菜製造業の許可の申請者</p>	<p>総菜製造業許可申請手数料</p>
<p>三十八 福島県食品衛生法施行条例別表第三の三十三の項に規定する缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請者</p>	<p>缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料</p>

三十九 福島県食品衛生法施行条例別表第三の三十四の項に規定する添加物製造業の許可の申請者

添加物製造業許可申請手数料

四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）第二十一条第一項の表一の項に規定する許可の申請者（三月以内の期間を限って営む営業に係る許可の申請者を除く。）

許可の申請に係る手数料

四十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二十二条の表六の項に規定する承認の申請者

承認の申請に係る手数料

この規則は、公布の日から施行する。
（総務課）

福島県規則第五十号

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

福島県生活保護法施行細則（昭和五十四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「関し、次の各号に掲げる」を「関する保護の決定及び実施の状況につき知事が別に定める」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第三条第一項中「前条第一項各号に掲げる」を「前条に規定する」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「前条に規定する」に、「第九号様式」を「第一号様式」に改め、同項各号を削る。

第四条中「第十号様式」を「第二号様式」に、「第十一号様式」を「第三号様式」に改める。

第五条第一号中「第十二号様式」を「第四号様式」に改め、同条第二号中「第十三号様式」を「第五号様式」に改め、同条第三号中「第十五号様式」を「第六号様式」に改める。

第六条中「第十六号様式」を「第七号様式」に、「第十七号様式」を「第八号様式」に、「第十八号様式」を「第九号様式」に改める。

第七条中「第三十条第一項」を「第三十条第一項ただし書」に、「第十九号様式」を「第十号様式」に改める。

第九条中「第二十号様式」を「第十一号様式」に改める。

第十一条第一項中「第二十四号様式」を「第十二号様式」に改め、同条第二項中「第

二十五号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第二十七号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条中「第三十三号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十六条中「第三十四号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条第一項中「第三十五号様式」を「第十七号様式」に改め、同条第二項中「第三十六号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第一号様式から第八号様式の三までを削り、第九号様式を第一号様式とし、第十号様式を第二号様式とし、第十一号様式を第三号様式とし、第十二号様式を第四号様式とし、第十三号様式を第五号様式とし、第十四号様式を削り、第十五号様式を第六号様式とし、第十六号様式を第七号様式とし、第十七号様式を第八号様式とし、第十八号様式を第九号様式とする。

第十九号様式中「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改め、同様式を第十号様式とする。

第二十号様式を第十一号様式とし、第二十一号様式から第二十三号様式までを削る。

第二十四号様式中「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第二十五号様式中「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第二十六号様式を削る。

第二十七号様式中「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第二十八号様式から第三十二号様式までを削る。

第三十三号様式中「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第三十四号様式中「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改め、同様式を第十六号様式とする。

第三十五号様式中「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第三十六号様式中「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改め、同様式を第十八号様式とする。

附 則

1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第十九号様式の改正規定（「第〇〇〇〇第一号」を「第〇〇〇〇第一号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県生活保護法施行細則第九号様式から第十三号様式まで、第十五号様式から第二十号様式まで、第二十四号様式、第二十五号様式、第二十七号様式、第三十三号様式及び第三十四号様式から第三十六号様式までによる用紙は、所要の調整をして使用することができる。

